

船舶事故調査報告書

平成25年4月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年5月30日 05時30分ごろ
発生場所	石川県珠洲市金剛埼付近 珠洲市所在の禄剛埼灯台から真方位131° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯37° 30.9′ 東経137° 20.7′）
事故調査の経過	平成24年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 漁宝丸、9.15トン IK2-3897（漁船登録番号）、個人所有 13.02m（Lr）×2.96m×1.04m、FRP ディーゼル機関、205.90kW、昭和54年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成21年9月17日 （平成27年3月1日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	船首部を大破、船尾船底部のシューピースなどに損傷
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成24年5月29日14時00分ごろ珠洲市狼煙漁港を出港し、17時00分ごろ禄剛埼北西方25M付近の漁場に到着していか一本釣り漁の操業を行い、30日02時30分ごろ操業を終えて同漁場から狼煙漁港に向けて帰途についた。 船長は、操舵装置の後方で台に腰を掛けて操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、禄剛埼の東方に向ける約155°（真方位）の針路として約8ノットの対地速力で自動操舵により航行し、禄剛埼北西方10M付近にある嫁礁灯標の東方2M付近を通過した。 船長は、1Mレンジとしたレーダーにより禄剛埼までの距離が約1Mであり、禄剛埼の南側に隣接する狼煙漁港にもう少しで入港できることを確認して気持ちが緩み、台に腰を掛けて船橋当直を行っていた

	<p>ところ、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、禄剛埼東方沖及び狼煙漁港の港口沖を通過したのち、金剛埼付近に向けて南東進し、金剛埼の東端付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚の衝撃で胸部が舵輪に当たって目が覚め、05時30分ごろであることを確認し、甲板員が海上保安庁に通報して救助を要請した。</p> <p>船長及び甲板員は、地元漁船に移乗して狼煙漁港に帰港し、船長が、救急車で病院に搬送され、外傷性血気胸及び多発肋骨骨折と診断された。</p> <p>本船は、地元漁船にえい航されて狼煙漁港へ帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約16cm（寺家）</p> <p>日出時刻：04時30分ごろ</p>
その他の事項	<p>船長は、長年、いか一本釣り漁業に従事しており、平成24年5月1日から狼煙漁港を基地として操業し、荒天日、毎週金曜日などに休漁するほかはほぼ毎日出漁していた。</p> <p>本船は、ふだんは14時00分ごろ狼煙漁港を出港し、禄剛埼北西方25M付近の漁場に夕方到着して夜間操業を行い、翌日02時00分ごろ操業を終え、08時00分ごろまでに魚市場に水揚げができるように同漁港へ帰港する操業形態を採っていた。</p> <p>船長は、水揚げ後に氷を積み込んで出漁準備を行ったのち、約3～4時間の睡眠をとって出港しており、出港後は航行中及び操業中に睡眠をとることができないため、本事故前には、3日間連続して出漁したので、睡眠不足と疲労が蓄積した状態となっていた。</p> <p>船長は、航行中に眠気を催したときには、操舵室の外に出るなどして眠気を払拭するようにしていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.30m及び船尾約1.45mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、禄剛埼北西方の漁場から狼煙漁港に向けて自動操舵により南東進中、単独で船橋当直中の船長が、操舵室で台に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったことから、金剛埼付近に向けて航行し、金剛埼の東端付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、1日に約3～4時間の睡眠しかとっておらず、出港後は航行中及び操業中に睡眠をとることができなかったことから、3日間の連続した操業で睡眠不足と疲労が蓄積した状態となっていたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、禄剛埼北西方の漁場から狼煙漁港に向けて自動操舵により南東進中、単独で船橋当直中の船長が、睡眠不足と疲労が蓄積した状態で台に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったため、金剛埼付近に向けて航行し、金剛埼の東端付近の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠不足と疲労が蓄積した状態で船橋当直を行う場合は、時々、椅子から離れるなどして居眠りに陥らないようにすること。